

令和2年10月25日執行  
選挙

# 会計帳簿

候補者 氏名 \_\_\_\_\_  
出納責任者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

- 1 会計帳簿は「選挙運動費用収支報告書」を作成するための基礎となるもので、出納責任者は選挙運動に関するすべての寄附・その他の収入及び支出を記載しなければなりません。
- 2 会計帳簿は「収入簿」と「支出簿」に分かれています。
- 3 選挙運動に関する支出をしたときは、その都度領収書を徴してください。なお、領収書を徴し難い事情(バス代・電車賃等)があるときは、「選挙運動費用収支報告書関係書類」の中の「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」に記載しておいてください。
- 4 会計帳簿は、領収書等とともに「選挙運動費用収支報告書」を提出した日から3年間、出納責任者が保存しなければなりません。

※ この会計帳簿については、選挙管理委員会への提出は不要です。(ただし、選挙運動用収支報告書の提出は必要。)

# 収 入 簿

## 【備 考】

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。  
なお、実質的には支出していない労務の無償提供、拡声機・選挙事務所の無償提供等も、収入簿に記載するとともに支出簿にも記載する。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 上記のほか、出納責任者が必要と認める事項を記載することができる。

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
合 計							

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
合 計							

# 支 出 簿

## 【備 考】

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。  
なお、実質的には支出していない労務の無償提供、拡声機・選挙事務所の無償提供等も、収入簿に記載するとともに支出簿にも記載する。
- 2 この帳簿には、(1)立候補準備のために支出した費用 (2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目は、次の費目に分けて記載するものとする。  
(1)人件費 (2)家屋費(イ)選挙事務所費(ロ)集合会場費等) (3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費  
(8)食糧費 (9)休泊費 (10)雑費
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。  
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出のうち、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(ビラ若しくはポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。







































